

令和6年1月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

当座勘定規定改定のお知らせ

平素より、東予信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では手形・小切手の決済資金への充当時限の規定を設けることとし、下記のとおり当座勘定規定の改定を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般当座用）

2. 改定内容

以下の条項を改定（下線部分）いたします。

第9条（支払の範囲）

（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

（2）呈示された手形、小切手は、提示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

3. 適用開始日

令和6年2月1日

以上